

1. 現場説明書

説 明 事 項

1. 入札(又は見積書の提出)について

- (1) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、入札公告、入札説明書(指名通知書又は見積依頼書を含む)、図面、仕様書、近畿地方整備局競争契約入札心得(又は近畿地方整備局随意契約見積心得)、土木設計業務等委託契約書(以下「委託契約書」という。)(案)及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書(又は見積書)を提出するものとする。
- (2) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 契約の保証について

- (1) 落札者は、委託契約書(案)の提出とともに以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金額収証書及び保管金提出書

- イ 保管金額収証書は、「(実際に取引している日本銀行の代理店名)」に契約保証金の金額に相当する金額を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金額収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの)

- イ 政府担保振替国債提供書は契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。
- ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(有価証券取扱主任官 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に係る法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は土木設計業務等委託契約書に基づく債務不履行による損害金の支払であること。
- ニ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、土木設計業務等委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- チ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証

説 明 事 項

- 書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ④ 債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職氏名)」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、土木設計業務等委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とすること。
 - ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - ヘ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「((分任)支出負担行為担当官の官職氏名)」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、土木設計業務等委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
 - ヘ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - ト 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②に該当する場合は契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略することができる契約である場合
 - ② 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合

3. 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

4. 委託契約書について

委託契約書(案)による。ただし、次の事項について補足する。

- (1) 頭書の「5調停人」関係
発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入すること。
- (2) 第9条関係(調査職員)
第5項の「設計図書に定めるもの」は、次の書類とする。
※ 支払請求書
※ 前払金の保証契約に係る保証証券
- (3) 第20条関係(業務の中止)
第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し(現場調査業務である場合に限る。)又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等作業現場に搬入する費用等をいう。
- (4) 第25条関係(業務委託料の変更方法等)
※ 設計表示単位を明記したときは、表示単位に満たない数量の変更は、契約変更の対象にしない。なお、数量の設計表示単位は別に示す。
※ 一式設計(数量を一式として表示した設計)については、図面、仕様書において、施工条件を明示したときは、その施工条件を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象にしない。

説 明 事 項

※ 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更に伴うものは、履行期間の末までに行う。ただし、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

(5) 第29条関係（不可抗力による損害）

※ 第4項の「業務委託料」とは、損害を負担する時点における業務委託料をいう。

※ 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額（この額が20万円をこえるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。

(6) 第34条関係（前金払）

※ 業務委託料の10分の3以内の前金払の適用がある。

※ 前金払の適用がない。

(7) 第35条関係（保証契約の変更）

前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下らないこと。

(8) 第36条の2関係（部分払）

※ 部分払の請求できる回数は〇回以内とします。

※ 部分払の適用はありません。

* (9) 第37条の2関係（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

① 各会計年度における業務委託料の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

年度	約	%
年度	約	%
年度	約	%

② 各会計年度の業務委託料の支払限度額及び履行高予定額は、契約書作成時までに通知する。

* (10) 第37条の3関係（国債に係る契約の前金払の特則）

前金払の条件は次のとおりとする。

※各会計年度前金払を行う。

※初年度は前金払を行わない。

※初年度に第2年度分を含め前金払を行う。

* (11) 第49条関係（紛争の解決）

あらかじめ、調停人を選任する場合に使用する。この場合、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等、紛争の処理に要する費用の負担についても、あらかじめ定めるものとする。

5. 落札者の決定について

- (1) 予定価格が1,000万円を超えるものである場合は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同条98条において準用する場合を含む。）の基準を適用する。
- (2) 上記の基準による基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者（又は、評価値の最も高い者）であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。

6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 近畿地方整備局が発注する業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。